

第 1 章

食料の安定供給の 確保に向けた取組

第1節 世界の食料需給と食料安全保障の確立に向けた取組

世界の食料需給は世界人口の増加や、開発途上国の経済発展による所得向上に伴う畜産物等の需要増加に加え、バイオ燃料の需要増加、異常気象の頻発、水資源の制約による生産量の減少等の様々な要因によって、^{ひっばく}逼迫する可能性があります。

以下では、世界の穀物の生産量、需要量や世界人口の推移と見通し、食料安全保障の確立に向けた取組、農林水産分野における国際協力の取組、TPP¹（環太平洋パートナーシップ）協定交渉を含むEPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）²交渉等について記述します。

(1) 世界の食料の需給動向と我が国の農産物貿易

ア 2014/15年度の食料需給動向

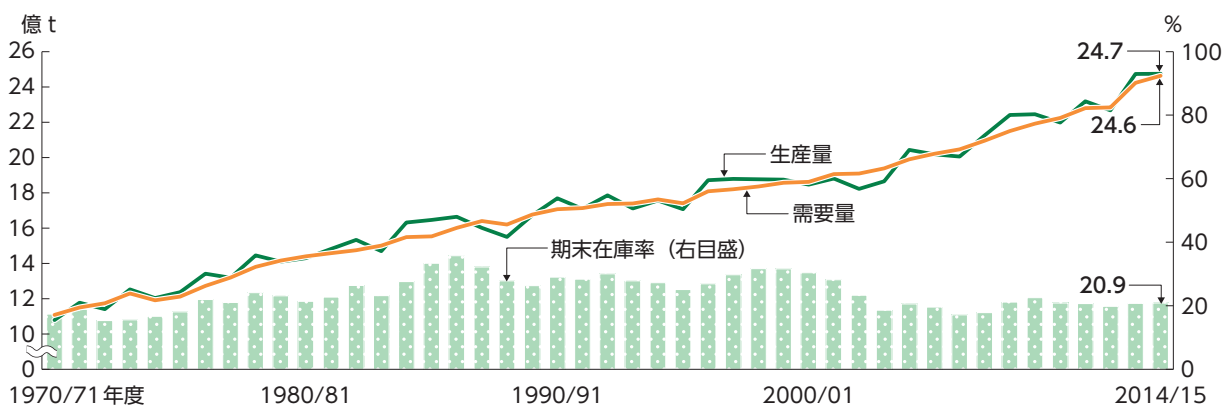
(穀物の生産量は前年度並みだが、引き続き需要量を上回る見込み)

2014/15年度における世界の穀物全体の生産量は、小麦、とうもろこしの生産量は増加するものの、米、大麦が減少することから、前年度並の24.7億tとなる見込みです（[図1-1-1](#)）。

一方、需要量は、人口増加等による需要の増加が見込まれることから、前年度に比べて0.4億t（1.6%）増加し、史上最高の24.6億tとなる見込みですが、引き続き生産量が需要量を上回っています。

穀物の期末在庫量は、前年度に比べて増加し、期末在庫率も前年度に比べて0.1ポイント上昇し20.9%となる見込みです。

図1-1-1 穀物の生産量、需要量、期末在庫率の推移



資料：USDA [PS&D]、[World Agricultural Supply and Demand Estimates] を基に農林水産省で作成（平成27（2015）年3月末現在）
注：穀物は、小麦、粗粒穀物（とうもろこし、大麦、ソルガム等）、米（精米）の計

(品目別にみた穀物等の生産量は米を除き増加)

小麦の世界全体の生産量は、EU、ロシア等で増加することから、前年度に比べて増加する見込みです。また、期末在庫率は、生産量が増加したことにより前年度と比べて1.0ポイント上回り27.7%となる見込みです（[表1-1-1](#)）。

とうもろこしの世界全体の生産量は、米国、EU等で増加することから、前年度に比べ

1 Trans-Pacific Partnershipの略。41ページを参照

2 [用語の解説]を参照

て増加する見込みです。また、期末在庫率は、生産量が増加したことにより前年度と比べて0.9ポイント上回り19.0%となる見込みです。

米の世界全体の生産量は、インド等で減少することから、前年度に比べて減少する見込みです。また、期末在庫率は、生産量が減少したことに加えて、需要量が中国、インドネシア等で増加することから、前年度と比べて2.0ポイント下回り20.2%となる見込みです。

大豆の世界全体の生産量は、米国、ブラジル等で増加することから、前年度に比べて増加する見込みです。また、期末在庫率は、生産量が増加したことにより前年度と比べて6.7ポイント上回り31.0%となる見込みです。

表 1-1-1 世界全体の穀物等の生産量、需要量、期末在庫量等

単位：百万t

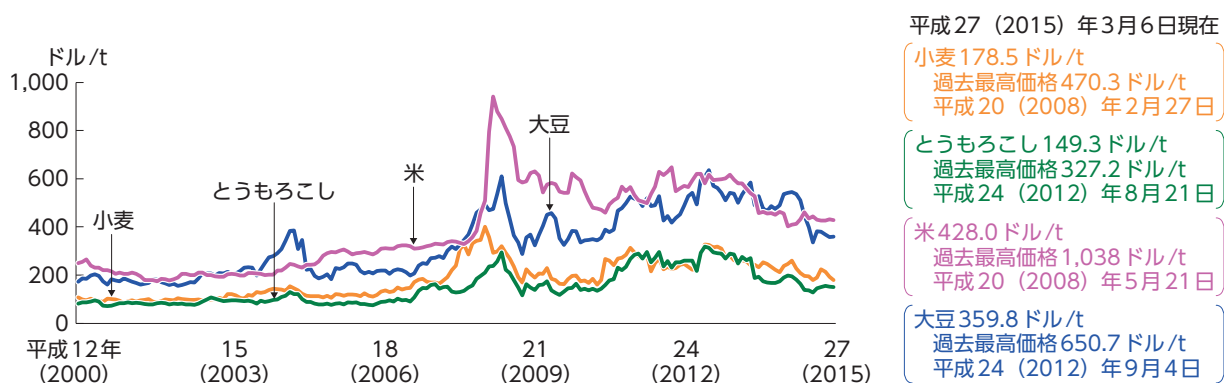
品目	生産量		需要量		期末在庫量		期末在庫率 (%)	
		対前年増減率 (%)		対前年増減率 (%)		対前年増減率 (%)		対前年増減差
小麦	724.76	1.2	714.53	1.5	197.71	5.5	27.7	1.0
とうもろこし	989.66	0.0	976.52	2.5	185.28	7.6	19.0	0.9
米	474.86	-0.5	483.68	0.6	97.64	-8.3	20.2	-2.0
大豆	315.06	11.0	288.50	5.7	89.53	35.0	31.0	6.7

資料：USDA [World Agricultural Supply and Demand Estimates] (平成27 (2015) 年3月末現在)

(穀物等の国際価格は低下傾向)

穀物等の国際価格は、主要国での天候不順や食料需給をめぐる要因等により平成20 (2008) 年に過去最高水準となり、平成24 (2012) 年には、米国の高温・乾燥の影響によりとうもろこし、大豆の国際価格が史上最高値を記録しましたが、その後、高水準ながら落ち着きをみせています (図1-1-2)。平成26 (2014) 年は、小麦は世界全体の在庫量が多いことから国際価格は低下し、とうもろこし及び大豆については米国の順調な生育による豊作が見込まれることから国際価格は低下しました。さらに、米については、平成25 (2013) 年2月以降、タイ政府在庫の積極的な輸出が行われたことから国際価格が低下していましたが、タイ政府は平成26 (2014) 年5月末から8月末まで政府在庫の数量や品質を検査するとして輸出を一時停止し、これを受け国際価格はやや値を戻しました。

図 1-1-2 穀物等の国際価格の推移



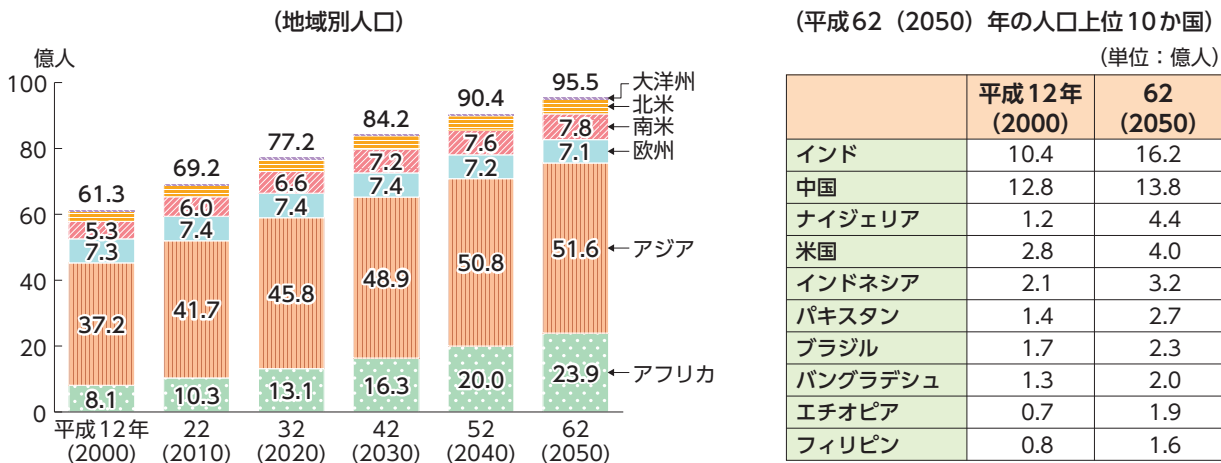
資料：シカゴ商品取引所、タイ国家貿易取引委員会

注：1) 小麦、とうもろこし、大豆の価格は、各月ともシカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格 (セツルメント) である。
2) 米の価格は、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格である。

イ 食料需給をめぐる今後の見通し (世界の人口は開発途上国を中心に増加する見通し)

世界人口は、開発途上国を中心として大幅な増加が見込まれています。平成62（2050）年には96億人となり、平成12（2000）年からの50年間でみると1.6倍になると推計されています（図1-1-3）。また、平成62（2050）年の推計人口を国別にみると、インドが16億人と最も多く、次いで中国が14億人となっており、この2国で世界人口の3割を占めると予測されています。

図1-1-3 世界人口の推移と見通し



資料：国連「World Population Prospects：The 2012 Revision」を基に農林水産省で作成

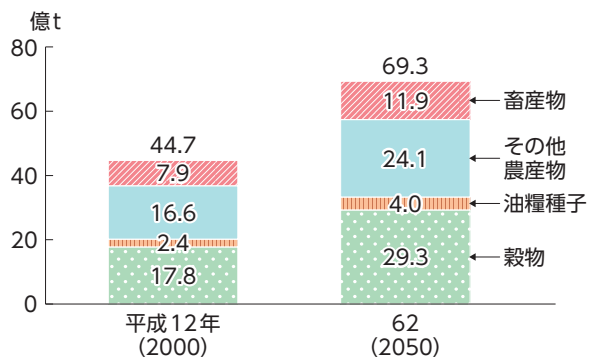
(世界全体の食料需要は増加する見通し)

世界の食料需要は、人口の増加や開発途上国の経済発展に伴う食生活の変化による肉類需要の増加、畜産物生産に必要な飼料穀物の増加等が見込まれることから、平成12（2000）年の45億tから平成62（2050）年の69億tまで55%増加すると見込まれています（図1-1-4）。特に穀物については、平成12（2000）年に比べて12億t（65%）生産量を増加させる必要があると見込まれています。

このような中、世界各国の穀物等の輸入量の推移をみると、特に中国においては、経済発展に伴う油脂や畜産物の需要増加により、油糧種子の大豆や飼料穀物のとうもろこしの需要が国内生産量を上回り、輸入量が増加すると見込まれています（図1-1-5）。

また、地球温暖化対策やエネルギー安全保障への意識の高まり等を背景に、バイオエタノールやバイオディーゼルの生産量は、平成25（2013）年から平成35（2023）年の間で、それぞれ1.5倍に増加すると予測されており¹、とうもろこしやなたねといったバイオ燃料向け農産物の需要も引き続き一定の増加が見込まれています。

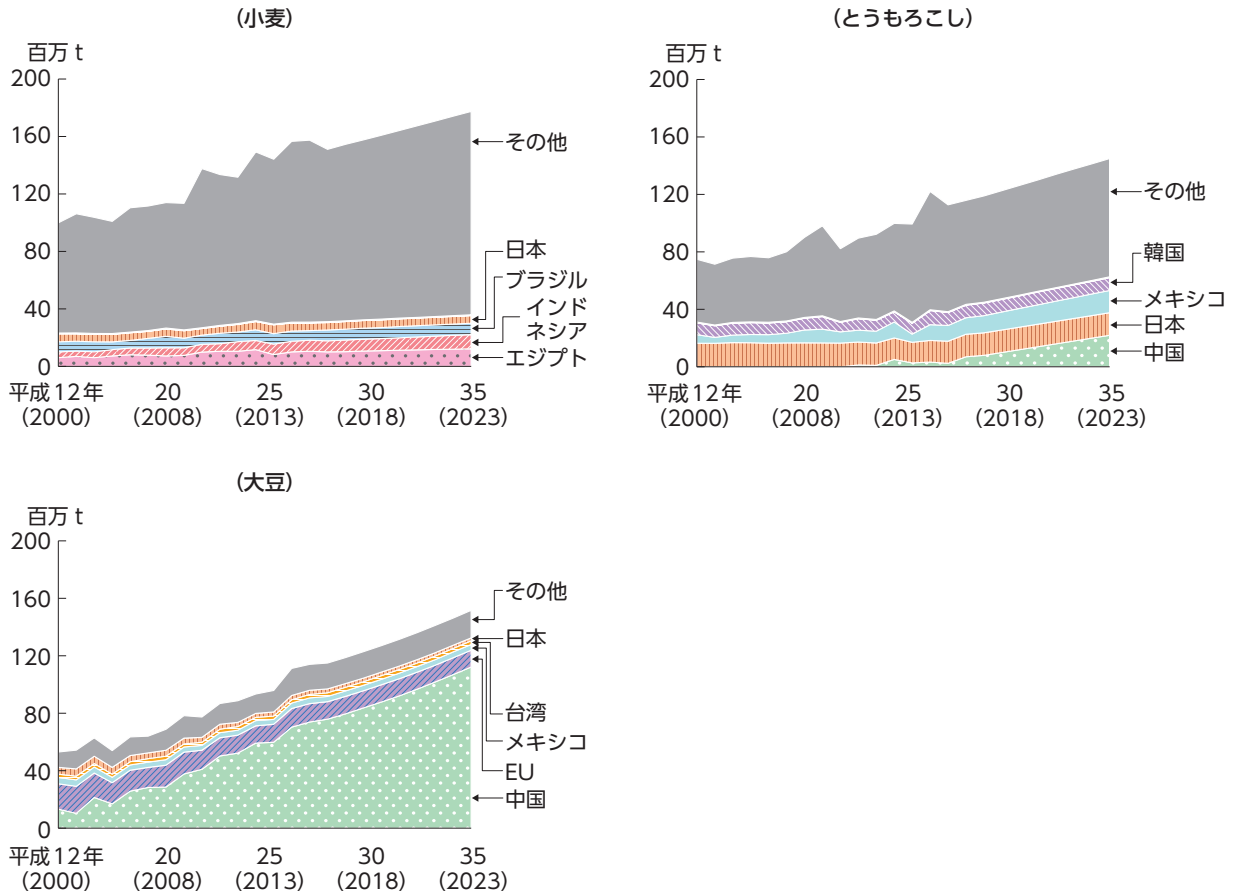
図1-1-4 世界全体の食料需要の見通し



資料：農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」

1 OECD-FAO「Agricultural Outlook 2014-2023 Database」

図1-1-5 世界各国の穀物等の輸入量の推移と見通し



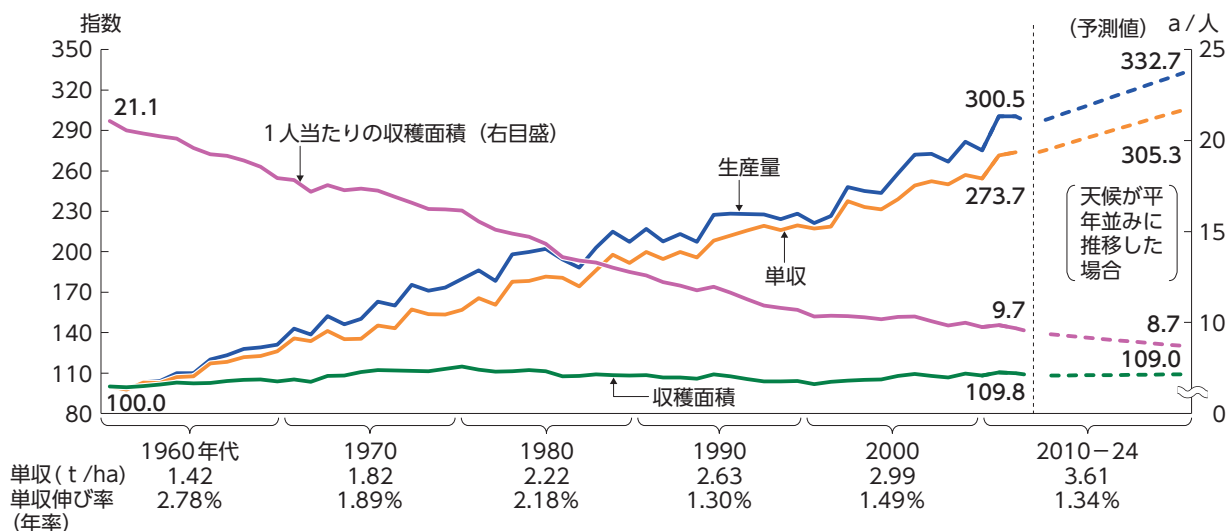
資料：USDA [Agricultural Projections to 2023]

注：平成12（2000）年から平成26（2014）年までの数値は、平成27（2015）年3月18日時点のUSDA [PS&D] の数値を利用している。

（世界の収穫面積は横ばいの中、1人当たりの収穫面積は減少）

これまで世界の穀物生産量の増加は、技術革新等の単収の向上で支えられてきました。しかし、今後の単収は、生産性の向上や農業投資の増加により一定の伸びが期待されているものの、緑の革命による高収量品種の導入や化学肥料の大量投入などを背景とした1960年代や1980年代の著しい伸びと比べると緩やかになる見通しとなっています（図1-1-6）。また、収穫面積は1960年代からほぼ横ばいで推移している中、1人当たりの収穫面積は減少傾向で推移しており、中長期的には、地球温暖化、水資源の制約、土壌劣化等が不安要素となっています。

図 1-1-6 穀物の収穫面積、生産量等の推移と見通し



資料：USDA「PS&D」、国連「World Population Prospects：The 2012 Revision」、農林水産政策研究所「2024年における世界の食料需給見通し」を基に農林水産省で作成（平成27（2015）年3月末現在）
注：図 1-1-1 の注釈参照

(2) 総合的な食料安全保障の確立に向けた取組

ア 不測時における食料安全保障

国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより確保することが必要です。しかしながら、人口増加等による食料需要の増大や異常気象による生産減少等、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性がある様々な要因（リスク）が顕在化しつつあり、将来の食料需給の逼迫が懸念されています。また、自然災害や輸送障害等の一時的・短期的に発生するリスクも存在しています。このため、農林水産省では、食料輸入の途絶等の不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある場合に政府として講ずべき対策の内容等を示した、「緊急事態食料安全保障指針」を策定しており、不測時には同指針に基づき対応することとしています。あわせて、不測時に備え、平素からこれらのリスクについて、その影響等を定期的に分析、評価するとともに、食料の安定供給への影響を軽減するための対応策を検討・実施することにより、総合的な食料安全保障を確立する必要があります。

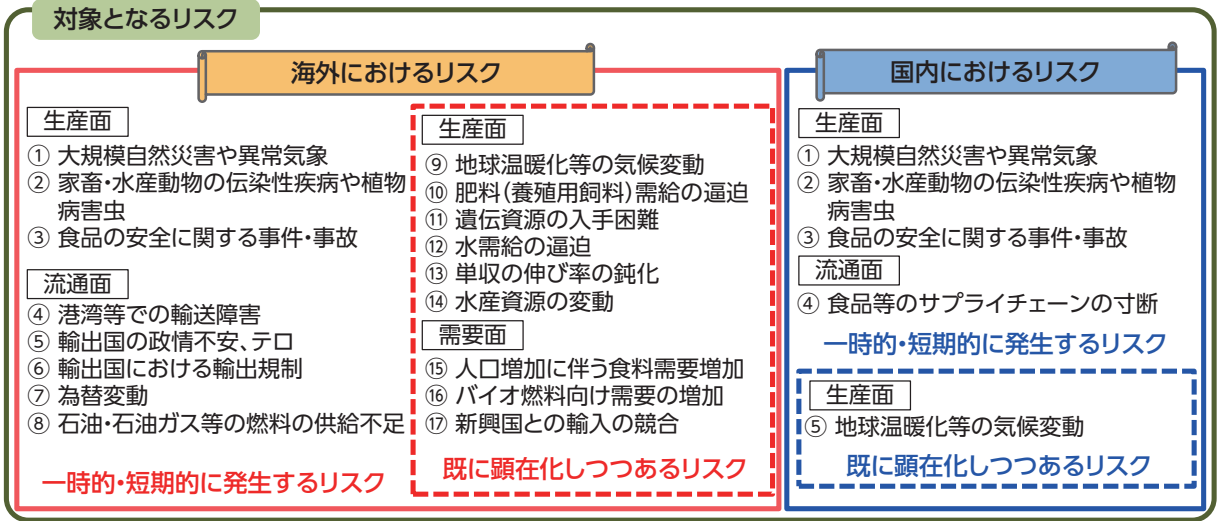
(食料供給に係るリスクの定期的な分析、評価等)

食料の安定供給に関する様々なリスクが存在する中で、食料の安定供給を確保するためには、生産面、流通面、需要面を総合的に考慮し、これらのリスクに対処する必要があります。このため、農林水産省は、平成26（2014）年度に主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度、発生頻度、対応の必要性等について分析、評価を行いました（図 1-1-7）。

これら食料の安定供給に関するリスクの分析、評価は、平成26（2014）年度に行った手法を基本とし、必要な見直しを図りながら、今後も、恒常的な取組として実施します。

また、不測の事態が発生した場合に備え、「緊急事態食料安全保障指針」に基づいた具体的な対応手順を整理しました。

図1-1-7 分析、評価の対象となるリスク一覧



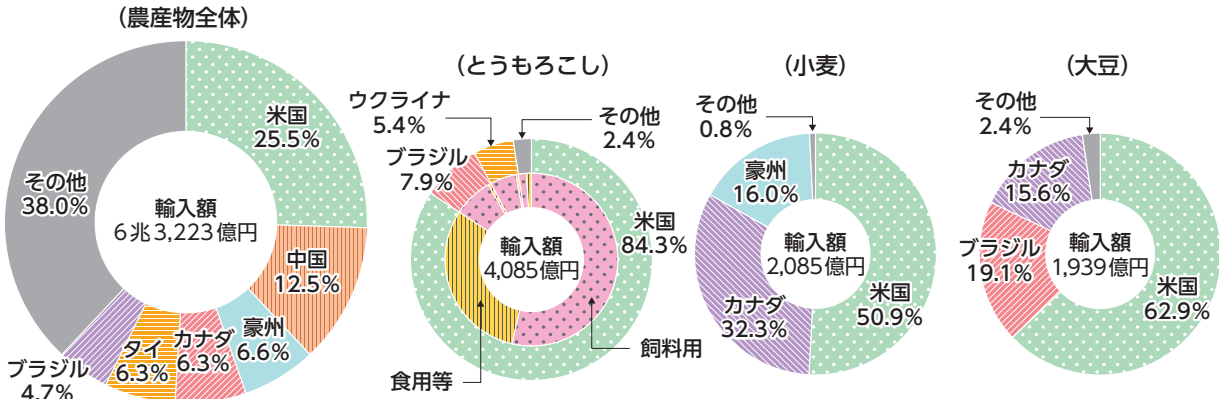
資料：農林水産省作成

イ 食料安全保障の確立に向けた取組

(特定の国からの輸入が多い我が国の農産物貿易)

平成26(2014)年の農産物の輸入額は6兆3,223億円となっています。主要農産物の国別輸入額をみると、とうもろこし、小麦、大豆については、上位3か国でそれぞれ97.6%、99.2%、97.6%を占めるなど、特定の国への依存度が高くなっています(図1-1-8)。

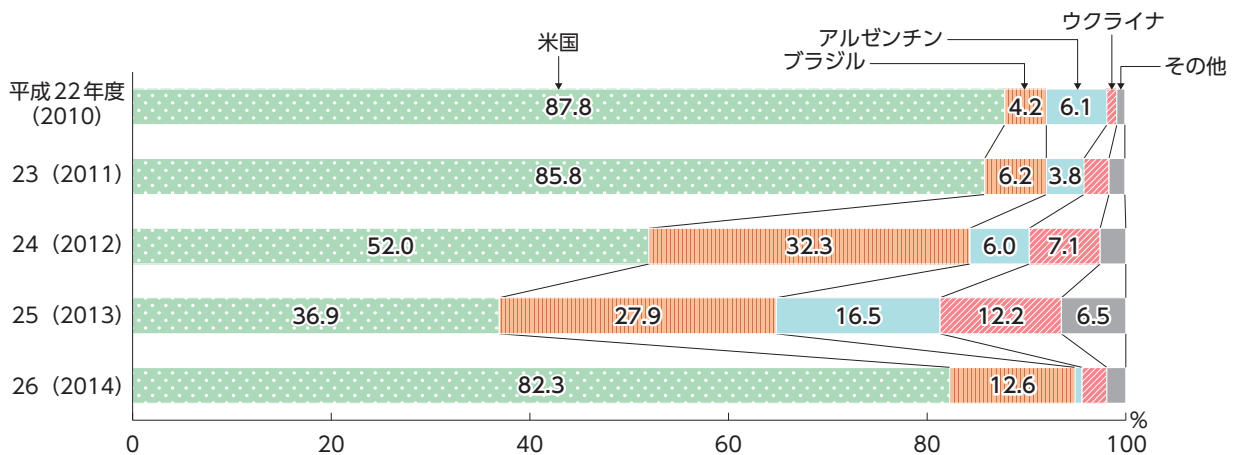
図1-1-8 我が国の主要農産物の国別輸入額割合(平成26(2014)年)



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

また、飼料穀物(とうもろこし、こうりゃん等)についても多くを輸入に依存しています。飼料用とうもろこしについてみると、その主な調達先は、米国、ブラジル、アルゼンチン等となっています(図1-1-9)。平成24(2012)年度の米国における高温・乾燥の影響に伴うとうもろこしの生産量の減少により、平成24(2012)年度、平成25(2013)年度は飼料用とうもろこしの調達先の多元化が進行しました。しかしながら、平成26(2014)年度においては、主な調達先のうちブラジル、アルゼンチン、ウクライナが生産量が減少する一方、米国で過去最高の生産量となったこと等から、平成26(2014)年度は米国からの調達が前年度の36.9%から82.3%と回復しています。

図 1-1-9 飼料用とうもろこしの調達先割合の推移



資料：財務省「貿易統計」
注：平成26（2014）年度について、平成27（2015）年3月分は速報値

輸入先を特定の国に頼ることは、気象変動等により生産量が大きく減少するなどのリスクが大きいため、調達先を確保するなど対処できるようにしておく必要があります。このため、輸送ルートの確保や輸送インフラ整備等に対して海外と連携して取り組むことが重要となっており、平成26（2014）年6月3日の経協インフラ戦略会議¹で決定された「インフラシステム輸出戦略（平成26年度改訂版）」においても穀物等の調達の取組の強化や海外農業投資を促進することとされています。平成26（2014）年12月には、我が国と農業開発の協力を進めてきたブラジルと第1回農業・食料対話が開催され、日本の農業・食品関連産業の進出によるフードバリューチェーン（以下「FVC²」という。）の構築や農業食料分野において戦略的なパートナーシップの構築が重要であることが話し合われました。今後は、両国の官民関係者が協力し、FVCの構築や食料を含む輸送インフラの問題等に取り組むため、継続的な対話の場として本対話を原則年1回開催することが合意されました。

1 我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るための会議
2 Food Value Chainの略

コラム

外国為替水準の変動と日本農業、食品産業への影響

日本の農業総産出額*について、平成12（2000）年以降の数字をみると、8兆円から9兆円の間を推移しています。ところが、ドルに換算した農業総産出額をみると、平成23（2011）年から平成24（2012）年にかけて大きく増加しており、平成25（2013）年には減少しています。これは外国為替水準の変動によるもので、見方を変えると日本農業の違う側面が見えてきます。また、こうした外国為替水準の変動は、日本農業や食品産業等へ影響を及ぼしています。

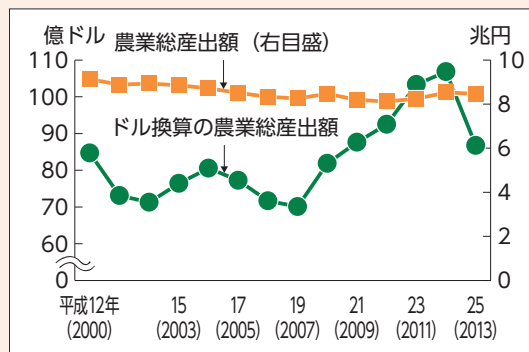
円高方向に動くとも輸入資材は安くなるため、輸入依存度の高い飼料費や燃料費等が減少することになり、日本の農業生産にとって有利になります。それと同時に、輸入農産物等も安くなることから、消費者の購買力は上昇します。また、食品産業を含む日本企業は海外投資がしやすくなります。しかし、日本産の農産物を輸出しようとするとも、国際市場での価格は高くなることから競争力は低下します。

一方、円安方向に動くとも輸入資材が高くなるため、日本の農業生産にとって不利に働きます。それと同時に、輸入農産物等も高くなることから、消費者の購買力は低下します。また、原材料を輸入に頼る食品産業は、輸入価格の上昇分を製品価格に転嫁せざるを得なくなります。しかし、日本産の農産物を輸出しようという動きには追い風となり、国際市場での価格は安くなることから競争力は上昇します。また、海外からの訪日客の増加が見込まれ、国内での旺盛な消費が期待できます。

いずれにせよ、円高方向・円安方向への推移を問わず、どのような状況になっても、外国為替水準の変動等に耐えられるだけの頑強な日本農業、食品産業をつくっていくことが重要です。

* [用語の解説] を参照

日本の農業総産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、日本銀行「為替相場（東京インターバンク相場）（東京市場、ドル・円、スポット、中心相場/月中平均）」を基に農林水産省で作成

(農業生産資材の安定供給の確保)

肥料は、農業生産に不可欠な生産資材であり、安定調達重要な課題です。

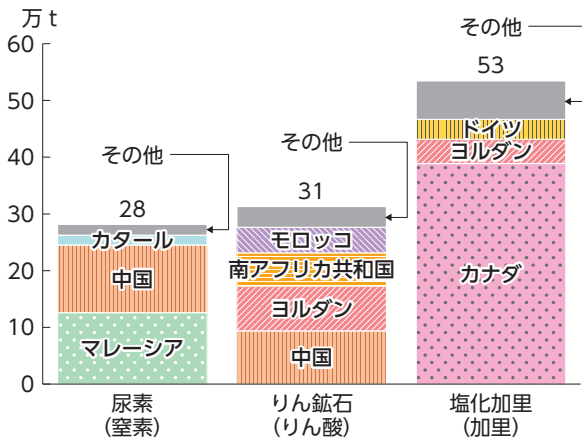
我が国は化学肥料原料（窒素、りん酸、加里）のほぼ全てを輸入しており、その調達先は特定の国に依存している状況にあります（図1-1-10）。このため、土壌診断¹に基づき肥料を過剰に使用せず適正量で使用する取組、国内の未利用又は低利用資源を肥料に有効利用する取組を推進しています。

また、野菜、果樹及び花き等の施設園芸で欠かすことのできない生産資材として、A重油があります。施設園芸では、経営費に占める光熱動力費の割合が高く、土地利用型作物と比べて燃油価格高騰の影響を受けやすくなっています。平成25（2013）年のA重油の価格指数は、平成22（2010）年に比べ30ポイント上昇しています（図1-1-11）。このため、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造へ転換を進めるため、燃油消費量の削減効

1 [用語の解説] を参照

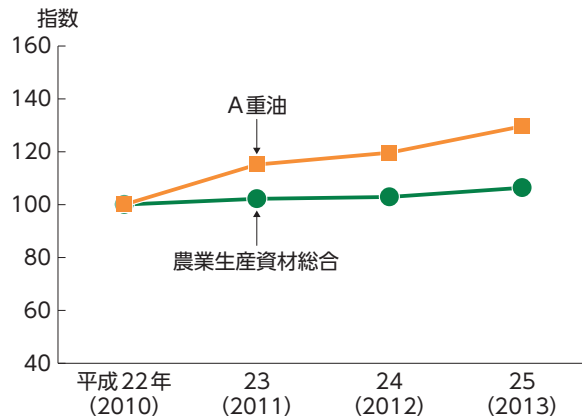
果が高いヒートポンプ¹等省エネ設備のリース導入やセーフティネット構築²に対する支援を行っています。

図 1-1-10 肥料原料の輸入相手国別内訳
(平成26 (2014) 年)



資料：財務省「貿易統計」

図 1-1-11 農業生産資材価格指数の推移
(平成22 (2010) 年 = 100)



資料：農林水産省「農業物価統計調査」

(食料等の備蓄の取組)

我が国は、国内の生産量の減少や海外における不測の事態の発生による供給途絶等に備えるため、食料等の備蓄を行っています。

米については、国内の生産量の減少により供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万t程度を適正備蓄水準³として、必要な数量の備蓄を行っています。

食糧用小麦については、海外からの輸入が途絶した場合に備え、実需者において外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分（うち1.8か月分は国による助成）の備蓄を行っています。

飼料穀物については、飼料穀物の需給が逼迫し、畜産農家に対する配合飼料の安定的供給が困難となった場合に備え、過去の放出実績等を踏まえて国で60万tの備蓄を行っているほか、民間においても65万tの備蓄を行っています。

また、各家庭においても、大規模な災害や新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からふだん使いの食料品を買い置きするなど、緊急時に備えた食料品の備蓄を行うことが重要です。

(食品のサプライチェーンの機能維持)

食品産業事業者等においては、東日本大震災等の発生により、緊急時における食品のサプライチェーン機能維持の重要性が再認識されました。また、依然として新型インフルエンザ等の発生による食品のサプライチェーンの寸断が懸念されるところです。このため、食品産業事業者等は、事業継続計画 (BCP⁴) の策定や食品産業事業者間の連携等に係る取組を強化することが求められます。農林水産省では、地域レベルでの緊急時に備えた食

1 電気等のエネルギーで、外気等の低温熱エネルギーを高温熱エネルギーに変換し加温する設備

2 A重油価格の高騰時に、生産者と国により造成された資金により、生産者に対して交付金を交付

3 10年に1度の不作や通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準

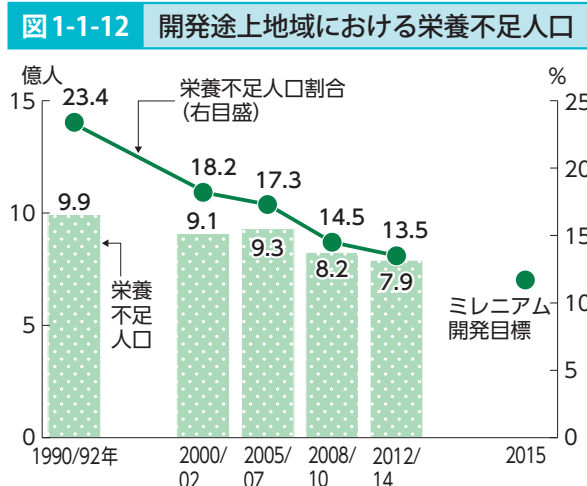
4 Business Continuity Plan の略。企業が被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等から企業を守るための経営戦略のこと

料の安定供給の確保に資する取組の定着・強化を図るため、食品産業事業者等のBCPや事業者間の連携に関する取決め、その他、緊急時に備えた食料の安定供給に対する取組に係る優良事例を取りまとめ、周知・普及や食品産業事業者間の連携・協力体制構築の取組を行っています。

(世界の栄養不足人口は減少傾向)

国連食糧農業機関（FAO¹）、国際農業開発基金（IFAD²）及び国連世界食糧計画（WFP³）が共同で発表した「世界の食料不安の現状2014」によると、2012/14年⁴において、世界人口の11%（8億500万人）、開発途上地域人口の14%（7億9千万人）が慢性的な栄養不足⁵に苦しんでいることが報告されています（図1-1-12）。

同報告書において、平成12（2000）年の国連ミレニアム・サミットで合意されたミレニアム開発目標（MDGs⁶）に掲げられている「平成27（2015）年までに飢餓に苦しむ人口の割合を平成2（1990）年比で半減させる」ことについて、「同目標は達成が可能な範囲にありますが、特に進捗が思わしくない国々については相当の努力が即座に必要であり、特にサブサハラアフリカ地域⁷や西・南アジアでは進捗が十分でなく達成困難」とされています。



資料：FAO、IFAD、WFP「The State of Food Insecurity in the World 2014」（平成26（2014）年9月公表）

(農林水産分野における国際協力と新たな取組)

我が国は、開発途上国におけるFVCの構築支援、飢餓・貧困対策への貢献、気候変動や越境性感染症等の地球的規模の課題に対する適切な対応を重点分野として、開発途上国における農業等に関する基礎調査や技術開発・人材育成、農林水産分野の国際機関への拠出等を通じた国際協力を進めています。具体的な取組の事例として、アフリカにおける人口増加や生活様式の変化に伴う米の需要増加による恒常的な食料不足に対処するため、稲作等を通じたアフリカの食料安全保障復興支援・技術実証普及事業による支援を行っています。西アフリカで農民参加により200ha程度の生産基盤を復旧し、1ha当たり4t以上の単収を複数年得られる技術を4か国⁸で実証するとともに、その成果を農民向けの研修により普及することを目指しています。

また、新たな取組として、グローバル・フードバリューチェーン戦略⁹に基づき、ベトナム、ミャンマー及びブラジルにおいて、官民が連携し、日本の食品産業等の海外展開と経済協力の戦略的活用によるFVCの構築を推進するため、二国間政策対話を開催しました。

1 Food and Agriculture Organization of the United Nationsの略

2 International Fund for Agricultural Developmentの略

3 World Food Programmeの略

4 2つの年次を「/」で接続したものは、その期間を示す。

5 十分な食料を摂ることができない状況が最低1年間続く状態で、食事エネルギー必要量を満たすには不十分な食料摂取の水準

6 Millennium Development Goalsの略

7 サハラ砂漠より南に位置する国・地域

8 リベリア、シエラレオネ、トーゴ、ベナン

9 第1章第5節「食品産業の動向」を参照

平成27（2015）年2月には、「政府開発援助（ODA）大綱」の見直しにより「開発協力大綱」が閣議決定され、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため「FVCの構築を含む農林水産業の育成」等に必要な支援を行うことや、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築のため「食料安全保障及び栄養」の確保等に取り組むこと等が明記されました。

（3）農産物貿易交渉の状況

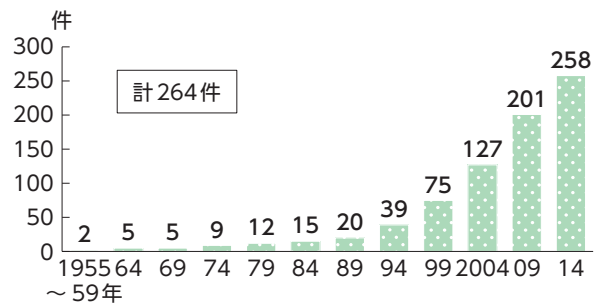
（EPA/FTA交渉等の取組）

我が国は、平成27（2015）年3月現在で15の国・地域とEPAを締結・署名しています。WTO¹ドーハ・ラウンド交渉の行方が不透明な中、世界的にEPA/FTA網が拡大を続けています（図1-1-13）。

このような中、平成26（2014）年6月24日に改訂された「日本再興戦略」では、「2018年までに、FTA比率²70%（2012年：18.9%）を目指す³」とされ、このため、「経済連携交渉については、国益を最大化する形でのTPP交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、世界全体の貿易・投資ルールづくりの前進を通じて我が国の対外経済関係の発展及び国内の構造改革の推進を図るべく、RCEP⁴（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓FTA、日EU・EPAなどの経済連携交渉を同時並行で戦略的に推進していく」こととしています。この

ような中、平成26（2014）年4月には日豪EPAについて、国内農林水産業の存立及び健全な発展を図りながら、食料の安定供給にも資する内容で大筋合意を確認し、同年7月に署名され、平成27（2015）年1月に発効しました。同協定では、我が国が締結したEPAとして初めて「食料供給章」が設けられ、豪州内の食料生産が不足した場合にも我が国に対して輸入禁止措置等を導入しないよう努める旨が規定されています。また、日モンゴルEPAについても、平成26（2014）年7月に大筋合意に達し、平成27（2015）年2月に両国間で署名されました（表1-1-2）。

図1-1-13 世界のEPA/FTA締結件数の推移（累積）



資料：独立行政法人日本貿易振興機構「ジェトロ世界貿易投資報告2014」を基に農林水産省で作成

注：1) WTO通報ベースの地域貿易協定の件数を発効月ごとに集計

2) 平成26（2014）年7月25日現在

3) 合計件数には発効年不明の6件を含む。

1 [用語の解説]を参照

2 FTA相手国（発効国及び署名済国）との貿易額が貿易総額に占める割合

3 平成27（2015）年1月15日に発効した豪州との貿易額を含むFTA比率は2013年：22.6%

4 Regional Comprehensive Economic Partnershipの略。ASEANとFTAパートナー諸国によるEPAを目指すもの。FTAパートナー諸国は、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの6か国

表1-1-2 EPA/FTAの状況

締結・署名済の国・地域 (15の国・地域) シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル

相手国等		協議等の状況	相手国等		協議等の状況
交渉中	カナダ	・平成24年11月から交渉を7回実施	交渉中	AJCEP	・物品貿易等については平成20年4月に署名。同年12月から発効 ・現在、サービス章及び投資章について、交渉中
	コロンビア	・平成24年12月から交渉を10回実施			
	日中韓FTA	・平成25年3月から交渉を6回実施			
	EU	・平成25年4月から交渉を9回実施	交渉延期・中断中	GCC	・平成18年9月から交渉を2回実施
	RCEP	・平成25年5月から交渉を7回実施			
	トルコ	・平成26年12月から交渉を1回実施			
TPP	・平成25年7月第18回交渉会合から参加	韓国		・平成16年11月に交渉中断 ・平成20年6月以降、実務レベルの協議を継続。直近は平成23年5月に開催	

資料：農林水産省作成（平成27（2014）年3月末現在）

(TPP協定交渉の概要)

TPP協定交渉は、平成18（2006）年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定（通称「P4協定」）の締約国であるシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイに加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8か国により、平成22（2010）年3月に開始されました。その後、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が交渉に参加し、平成27（2015）年3月末現在12か国で協議を行っています。

TPP協定交渉は、平成23（2011）年11月のAPEC首脳会議で発表された「TPPの輪郭」において「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」とされており、包括的で高い水準のバランスの取れた協定を達成すべく、21の分野で交渉が行われてきました（図1-1-14）。

図1-1-14 TPP協定交渉で扱われる分野

(1) 物品市場アクセス	(2) 原産地規則	(3) 貿易円滑化	(4) SPS (衛生植物検疫)	(5) TBT (貿易の技術的障害)	(6) 貿易救済(セーフガード等)
(作業者会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	関税の減免の対象となる「締約国の原産品 (= 締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。	貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気に感染しないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。	ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置 (セーフガード措置) について定める。
(7) 政府調達	(8) 知的財産	(9) 競争政策	サービス		
中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等について定める。	知的財産の十分に効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。 特に、国有企業の民間企業との競争条件に関するルールを定める。	(10) 越境サービス 国境を越えるサービスの提供 (サービス貿易) に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。	(11) 一時的入国 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	(12) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。
(15) 投資	(16) 環境	(17) 労働	(18) 制度的事項	(19) 紛争解決	(20) 協力
内外投資家の無差別原則 (内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。	協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。
(21) 分野横断的事項					
複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。 「中小企業」 「開発」 「規制制度間の整合性」 等					

資料：内閣官房資料を基に農林水産省で作成

我が国のTPP協定交渉参加については、平成25（2013）年2月22日に日米首脳会談が開催され、日米共同声明において「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP協定交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないこと」等が確認されました。

また、平成25（2013）年4月18日に参議院、19日に衆議院の農林水産委員会において「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」等が決議されました。

TPP協定交渉では、交渉参加国の間で厳しい交渉が続いていますが、我が国は、二国会合や全体会合の場で、衆参両院の農林水産委員会決議があることや、農林水産品が慎重に扱うべき事項であることを粘り強く説明し、各国の理解を求めています。引き続き、この決議が守られたという評価を得られるよう、政府一体となって全力で交渉に取り組むこととしています。

TPP協定交渉に当たっては、経済再生担当大臣を本部長とする「TPP政府対策本部」の下、複数の分野にわたって関係省庁が情報を共有しながら、一体的に対応しています。国民への情報提供についても、交渉会合の前後に与野党の会合で交渉の状況を説明し、また、関係団体や地方公共団体に随時説明会を開くなど、できる限りの情報提供に政府全体で取り組んでいます。

(WTO 農業交渉の状況)

平成13（2001）年、WTOドーハ・ラウンドが開始され、農業、鉱工業、サービスの自由化、アンチダンピング等のルールの策定、強化等を含む包括的な貿易交渉が始まりました。このうち、農業分野では、関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等について交渉が行われ、平成16（2004）年7月末には交渉の大枠となる「枠組み合意」が成立しました。その後、関税削減等の方式を決めるモダリティ交渉が行われ、平成19（2007）年7月以降、議長が提示したテキストに基づく議論が続けられましたが、モダリティはまともならず、部分合意等により打開の道を探ることとされました。

これを受け、平成25（2013）年12月、インドネシアのバリ島で開催された第9回WTO閣僚会議において、農業分野の一部、貿易円滑化、開発の3分野からなる「バリ・パッケージ」が合意されました。農業分野では、①開発途上国の食料安全保障目的の公的備蓄に関する暫定措置、②関税割当に係る透明性向上及び消化率の低い品目の運用改善、③輸出補助金の最大限の抑制等について合意されました。

平成26（2014）年11月、WTO一般理事会特別会合において、貿易の円滑化に関する協定をWTO協定の一部とするための議定書が採択され、今後、農業を含むドーハ・ラウンド交渉の残された課題に取り組むこととしています。

WTO農業交渉において、我が国は、引き続き「多様な農業の共存」を主張し各国の農業が発展可能となるルールの確立を目指していくこととしています。

各国の農業政策

EUでは、加盟国28か国で共通の農業政策（CAP）を実施しています。CAPでは、農業者の所得を支えるための価格・所得政策（主に直接支払）、農業部門の構造改革や農業環境対策を実施する農村振興政策が実施されています。平成27（2015）年には、農業の公共財としての役割を強化する等の観点から、CAPの見直しの一環として、各国の直接支払予算の3割により、環境重点用地の設定等を受給要件とするグリーンング支払が行われることになりました。

また、米国では、従来、穀物等を担保として農業者への短期融資を行う価格支持融資、過去の作付面積等に基づき固定額を支払う直接固定支払、市場価格が目標価格を下回った場合に差額を補填する価格変動対応型支払等の価格・所得政策が実施されてきましたが、2014年農業法において、直接固定支払や価格変動対応型支払を廃止する一方で、収入・価格の変動に対応するための新たなセーフティネット（当年収入が保障収入を下回った場合に、差額の一部を補填する農業リスク補償等）が導入されました。

主要先進国における農業関係予算等の国際比較（平成25（2013）年）

	日本	フランス	ドイツ	英国	米国
農業関係予算（億円）	17,128	14,610	9,350	5,726	39,954
農業関係予算の国家予算比（%）	1.8	3.8	2.3	0.6	1.2
農林水産業総生産額（億ドル）	577 (9位)	426 (13位)	288 (23位)	156 (35位)	2,266 (3位)
農産物輸出額（百万ドル）	3,273 (57位)	73,960 (5位)	80,321 (3位)	28,822 (17位)	139,891 (1位)
農産物輸入額（百万ドル）	68,470 (4位)	55,611 (7位)	94,997 (3位)	59,787 (5位)	107,109 (1位)

資料：1) 農業関係予算について、フランスは農業・食品産業・森林省資料、ドイツは財務省資料及び欧州委員会財務報告書、英国は環境・食料・農村省資料、米国は農務省資料。国家予算については、フランス、ドイツ、英国、米国は財務省財務関係基礎データ（2015年2月）。為替レート：129.64円/ユーロ、152.71円/ポンド、97.6円/ドル（内閣府「海外経済データ」）

2) 農林水産業総生産額は、「国連統計」。農産物輸出入額は、FAO [FAOSTAT]

注：1) 農業関係予算及び国家予算について、日本は当初予算ベース（一般会計）、フランス、ドイツ、英国、米国は実績ベース。また、日本の農業関係予算には、農山漁村地域整備交付金1,128億円は含まれていない。

2) フランス、ドイツ、英国の農業関係予算は共通農業政策支出額。米国の農業関係予算は、栄養支援プログラム（フードスタンプ）を含まない。

3) 農林水産業総生産額及び農産物輸出入額の（ ）内の値は世界における各国の国別順位

4) 農産物輸出入額の値は、平成23（2011）年